

南丹市「障害福祉計画・障害児福祉計画」 の概要と策定について

1. 策定の趣旨

南丹市においては、令和6年3月に「南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、基本理念を「障がいのある人もない人もともに尊重し合いながら安心して暮らせるまち 南丹市」として、様々な障害者施策を推進してきました。

この度「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」が、令和8年度に計画期間が満了となることから、「第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」を策定するものです。

2. 「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」

「障害者計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

「障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害児通所支援及び相談支援の提供体制の確保等について定めるものです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	中長期	3年間	3年間
計画内容 (根拠法内容)	障がい者のための施策に関する基本的な計画	障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保・実施に関する計画

障害者基本計画

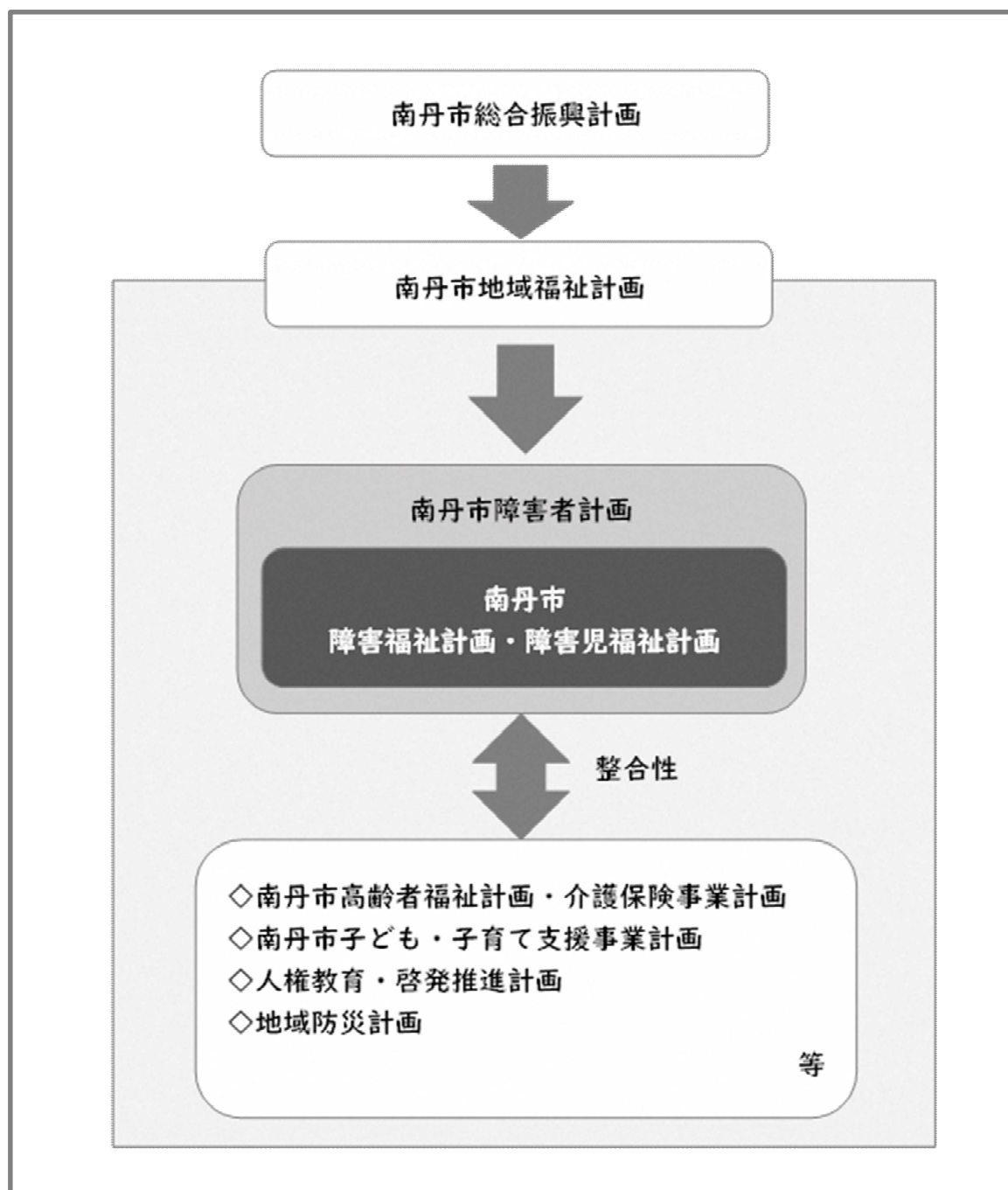
障害福祉計画
障害児福祉計画

3. 計画の位置づけ

今回策定する計画は、国の「障害者基本計画」及び京都府の「京都府障害者基本計画」「京都府障害福祉計画・京都府障害児福祉計画」をふまえ策定します。

また、本市の上位計画である「南丹市総合振興計画」及び他の福祉計画との整合を図っていきます。

【計画の位置づけ】



4. 計画の計画期間

今回策定する計画の計画期間は、令和9年度から令和11年度の3年間とします。

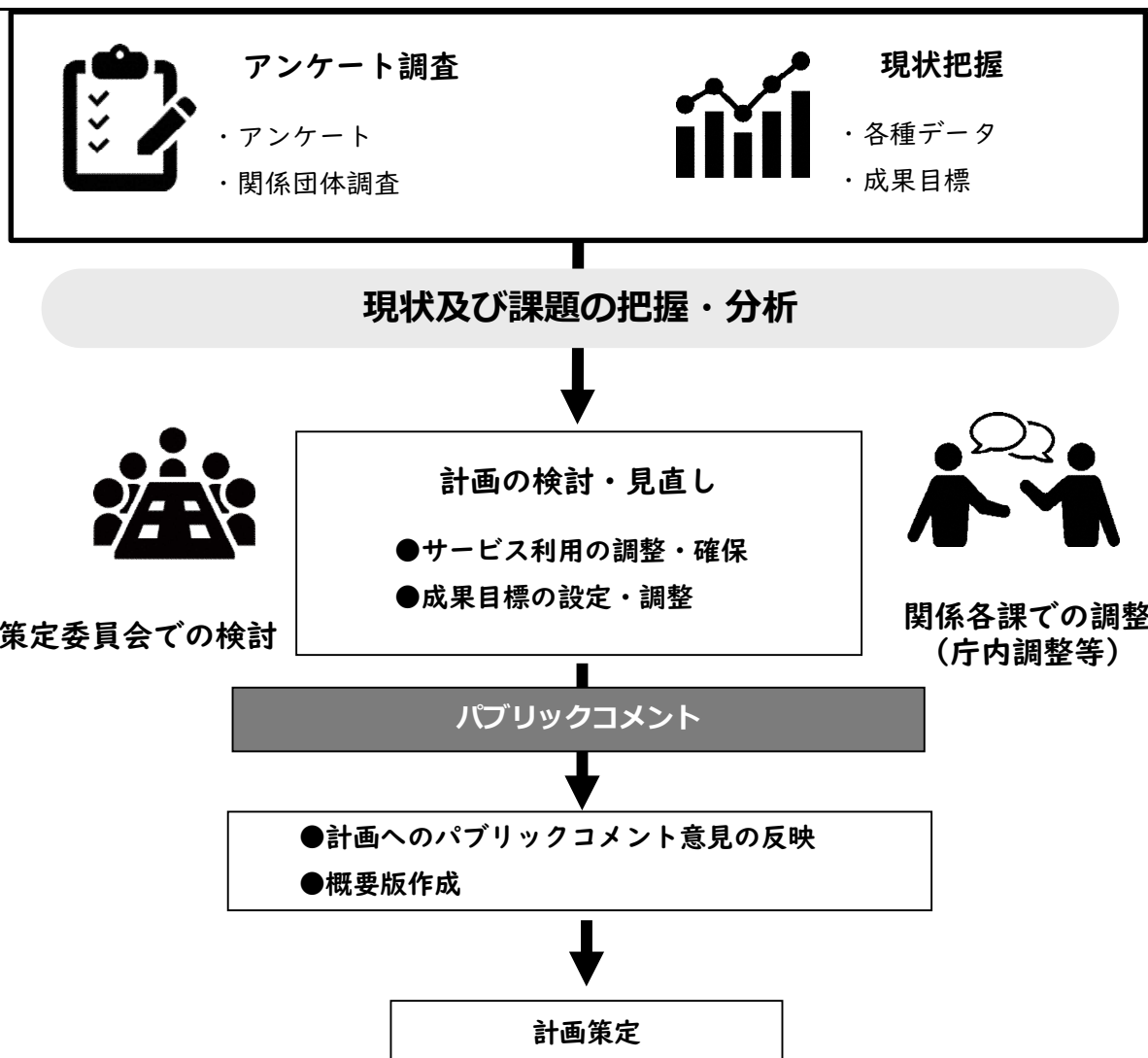
なお、制度変更等により、計画の前提に大きな影響を与える変化が生じた場合などは、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行います。

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029

南丹市障害者計画	第4期南丹市障害者計画
----------	-------------

第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画	第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画	第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画	第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画
-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------

5. 計画の策定体制



6. 策定に向けた基本指針

今回策定する計画について、国から方針（基本指針）が示されています。以下は、国の基本指針に示されている成果指標・活動指標の概要です。

成果指標

① 施設入所者の地域生活への移行
・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
・精神病床における1年以上入院患者数
・精神病床への30日以上の上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下【新規】
・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上【新規】
・K6により住民のこころの状態を把握【新規】
③ 福祉施設から一般就労への移行等
・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上【新規】
・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進
④ 障害児支援の提供体制の整備等
・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域【新規】
・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域
・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域【新規】
・強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各都道府県【新規】
⑤ 地域生活支援の充実
・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
・強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること
⑥ 相談支援体制の充実・強化等
・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】
⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新規】
・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】
・都道府県における相談支援専門員研修等の実施
⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする【新規】

※都道府県で設定する指標を含む。これらを参考とし、本市の実情等を踏まえて成果指標を設定する。

① 施設入所者の地域生活への移行等
○ 居宅介護の利用者数、利用時間数 / 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
○ 同行援護の利用者数、利用時間数 / 行動援護の利用者数、利用時間数
○ 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 / 生活介護の利用者数、利用日数
○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 / 就労選択支援の利用者数
○ 就労移行支援の利用者数、利用日数 / 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
○ 就労定着支援の利用者数 / 療養介護の利用者数
○ 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
○ 自立生活援助の利用者数 / 共同生活援助の利用者数
○ 施設における居室の個室化等の取組状況【新規】
○ 計画相談支援の利用者数 / 地域移行支援の利用者数 / 地域定着支援の利用者数
○ 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新規】
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
○ 心のサポーター養成研修実施回数【新規】 / 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】
○ 精神障害者の地域移行支援の利用者数 / 精神障害者の地域定着支援の利用者数
○ 精神障害者の共同生活援助の利用者数 / 精神障害者の自立生活援助の利用者数
○ 精神障害者の短期入所の利用者数【新規】
○ 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数
③ 地域生活支援の充実
○ 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数
④ 福祉施設から一般就労への移行等
○ 障害者に対する職業訓練の受講者数
○ 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
○ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
○ 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
⑤ 発達障害者等に対する支援
○ 発達障害者地域支援協議会の開催回数 / 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
○ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
○ ペアレントメンターの人数 / ピアサポートの活動への参加人数
⑥ 高次脳機能障害者に対する支援【新規】
○ 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数【新規】
○ 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数【新規】
○ 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数【新規】
○ 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数【新規】
○ 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数【新規】
⑦ 障害児支援の提供体制の整備等
○ 児童発達支援の利用児童数、利用日数 / 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
○ 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 / 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
○ 障害児相談支援の利用児童数
○ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
○ 福祉型障害児入所施設の利用児童数 / 医療型障害児入所施設の利用児童数
○ 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数
⑧ 相談支援体制の充実・強化等
○ 都道府県における相談支援の体制整備の取組【新規】
○ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
○ 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参画する相談支援事業所の割合
○ 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
○ 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組
⑨ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
○ 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
○ 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数

○ 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数【新規】
○ 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合【新規】
⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
○ 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
○ 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
○ 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

※都道府県で設定する指標を含む。これらを参考とし、本市の実情等を踏まえて活動指標を設定する。

7. 今後のスケジュール

【令和8年度】												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基礎調査（アンケート）	令和7年度に実施済み											
現状と課題の把握・分析	→											
基礎的データの整理												
サービス量や成果目標の現状整理												
計画課題の設定												
計画骨子案の作成				→								
サービス量の推計												
成果目標の整理												
計画素案の作成						→						
パブリックコメント												
自立支援協議会				●					●		●	

		開催時期	テーマ案
令和7年度	第1回	令和7年11月	○計画の策定について ○アンケート調査票の検討
	第2回	令和8年3月	○アンケート結果報告
令和8年度	第3回	令和8年7月	○各種データや数値目標等の報告○課題の整理 ○計画骨子案の検討
	第4回	令和8年12月	○計画素案の検討 ○パブリックコメントの実施について
	第5回	令和9年2月	○パブリックコメント結果報告 ○計画最終案の検討

※スケジュール等は今後の進捗等により変更の可能性があります